

## 議第197号

### 滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

#### 滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項および第15条第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表第1項第1号の表中「2,640」を「2,770」に、「5,720」を「6,010」に、「7,440」を「7,810」に、「5,150」を「5,410」に、「11,200」を「11,800」に、「14,900」を「15,600」に、「6,180」を「6,490」に、「9,860」を「10,400」に、「10,200」を「10,700」に、「22,800」を「23,900」に、「28,600」を「30,000」に改め、同項第2号の表中「280」を「290」に、「400」を「420」に、「350」を「370」に、「450」を「470」に、「500」を「530」に、「680」を「710」に改め、別表第2項第1号の表中「1,940」を「2,040」に、「4,820」を「5,060」に、「4,680」を「4,910」に、「4,110」を「4,320」に、「9,630」を「10,100」に、「9,400」を「9,870」に改め、同項第2号の表中「220」を「230」に、「350」を「370」に、「500」を「530」に改め、別表第3項第1号の表中「680」を「710」に、「1,710」を「1,800」に、「1,600」を「1,680」に、「1,370」を「1,440」に、「3,430」を「3,600」に、「3,210」を「3,370」に改め、同項第2号の表および別表第4項の表中「220」を「230」に、「350」を「370」に、「500」を「530」に改め、別表第5項の表中「350」を「370」に、「500」を「530」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。